

定 款

公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会という。

(事務所)

第2条

この法人は、事務所を東京都港区におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条

この法人は、医道の高揚と歯科医学の進歩発展、公衆衛生の普及および地域住民の保健と福祉の増進を図り、もって地域社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

1 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域医療の保健と福祉の増進に関する事業
- (2) 歯科医学の進歩発展に関する事業
- (3) 予防医学の研究と公衆衛生の普及に関する事業
- (4) 障害者および高齢者の保健と福祉の増進に関する事業
- (5) 事故、災害および犯罪等の被害者への支援に関する事業
- (6) 医療管理の研究に関する事業
- (7) 学校保健活動に関する事業
- (8) 医療保険制度の研究ならびに適正化に関する事業
- (9) 名簿、会誌発行等の共益事業
- (10) その他この法人の目的を達成するに必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行う。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条

1 この法人の会員は、東京都港区区内において就業または居住する歯科医師で、次に掲げる者により構成する。

- (1) 第1種会員 診療所の管理者、病院の部課医長、または東京都港区内に住所を有

する者

- (2) 第2種会員 東京都港区内において就業する第1種会員、高齢会員および名誉会員以外の者
 - (3) 高齢会員 通算 10 年以上この法人の会員であつてかつ満 70 才に達し、理事会において承認された者
 - (4) 名誉会員 第1種会員、第2種会員および高齢会員のうち、この法人または歯科医学に特別の功労があり、理事会の推薦を経て総会において承認された者
- 2 前項に定める会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(入会)

第6条

この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金および会費)

第7条

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を入会金および会費として支払う義務を負う。

(住所等の変更)

第8条

会員が住所、就業の場、氏名その他を変更したときは、変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

(任意退会)

第9条

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(戒告)

第10条

会員にこの法人の目的に反する行為があつたときは、理事会の決議によって当該会員に戒告することができる。

(除名)

第11条

1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規定に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、除名した会員に対しその旨通知する。

(会員資格の喪失)

第12条

第9条、第11条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員はその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 本人以外の総会員が同意したとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) この法人が解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第13条

1 会員が第9条、第11条および第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第14条

- 1 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第15条

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) この定款の変更
- (6) この法人の解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第16条

総会は、定時総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第17条

- 1 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長等)

第18条

総会の議長および副議長は、当該総会において出席した会員の中から選出する。

(総会における議決権)

第19条

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第20条

- 1 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会における次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) この定款の変更
- (4) この法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に第23条に定める枠に達するまでの者を選任する。

(書面、電磁的方法および代理人による議決権の行使)

第21条

- 1 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法により、もしくは他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 2 前項によって行使した議決権の数は、出席会員の議決権数に算入する。

(総会の議事録)

第22条

- 1 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長および当該総会において出席した会員の中から選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条

- 1 この法人に、次の役員をおく。
 - (1) 理事10名以上15名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長および専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条

- 1 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長および専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 3 前項において、会長候補者は総会の決議により選出することができる。

4 どの理事も、本人とその配偶者または親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一団体の理事または使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある者が、この法人の理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

6 監事には、この法人の理事(親族その他特別の関係がある者を含む)およびこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務および権限)

第25条

1 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長および専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第26条

1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条

1 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。

3 理事および監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条

理事および監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第29条

- 1 理事および監事に対して、総会の決議により別に定める総額の範囲内で、総会の決議により別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準は、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第30条

- 1 この法人に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は5名以内とし、この法人の理事および監事の経験者または学識経験者から選任する。
- 3 顧問の選任および解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は会長の諮問に応え、総会および理事会に出席し意見を述べることができる。
- 5 顧問は無報酬とする。
- 6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準は、総会の決議により別に定める。
- 7 顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条

- 1 この法人に理事会をおく。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第32条

理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および専務理事の選出および解職

(理事会の召集)

第33条

- 1 理事会は会長が召集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第34条

理事会の議長は、会長または会長に指名された理事がこれにあたる。

(理事会の決議)

第35条

1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条

1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第37条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第38条

1 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第39条

1 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、この定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項4号の書類に記載する。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第41条

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第43条

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合(その

権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条

- 1 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第46条

- 1 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、法令またはこの定款で定められた総会および理事会の権限を侵害できない。
- 3 委員会の構成および任務は、理事会において定める。
- 4 委員会の委員は、理事会において選任および解任する。
- 5 委員会の運営の細則は、理事会において定める。

第11章 事務局

(事務局)

第47条

- 1 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員をおく。
- 3 前項の職員は、理事会において採用および解雇する。
- 4 事務局の組織および運営に必要な事項は、理事会において定める。

第12章 補則

第48条

この定款の施行およびこの法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

伊藤 努

4 この法人の最初の副会長は、次に掲げる者とする。

児玉 重明

大塚 仁

5 この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。

豊田 真基